

埼玉大学認証評価研修会

自己評価書作成 における注意点

令和4年9月6日

新潟大学経営戦略本部評価センター

関 隆 宏

tseki@adm.niigata-u.ac.jp

自己紹介【略歴】

- 新潟県柏崎市出身。
- 新潟大学教育学部卒業，同大学大学院教育学研究科修士課程修了，北陸先端科学技術大学院大学情報科学研究科博士後期課程修了。博士（情報科学）。
- 九州大学大学評価情報室助手，同大学教育改革企画支援室准教授等を経て，2007年10月より現職。学内では，IR推進室及び学長室の兼務教員，教育学部数学教育専修非常勤講師。大学評価コンソーシアム幹事。
- 専門分野：数理論理学，大学評価，IR（インスティテューショナル・リサーチ）。

認証評価とは

- 国公立の全ての大学，短期大学，高等専門学校（以下「大学等」）が，定期的に，文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による評価を受ける制度（学校教育法第109条2）
 - 平成16年（2004年）開始。令和2年度より大学評価基準に適合しているか否かの認定を義務付け。
 - 機関別認証評価（7年以内ごと）と専門分野別認証評価（5年以内ごと）がある。
 - 大学機関別認証評価を実施する認証評価機関は5つある。

- 認証評価の目的

各大学等における**教育研究活動等の質を保証し，質の改善・向上に資する**ために，認証評価機関が定める大学評価基準に基づく定期的な評価を受け，その結果を社会に向けて明らかにする。

機関別認証評価と 国立大学法人評価の違い

評価制度	機関別認証評価	国立大学法人評価
基礎となる法律	学校教育法	国立大学法人法
評価の対象	全ての大学，短期大学， 高等専門学校	国立大学法人， 大学共同利用機関法人
評価の目的	教育研究活動などの ①質の保証 ②質の改善・向上 ③社会的説明責任	①中期目標期間における諸活動の質 の向上 ②次期中期目標・中期計画，運営費 交付金への反映 ③国費の投入に対する説明責任
評価の内容	認証評価機関が定める評価基準 に基づき，教育研究，組織運営 及び施設設備の総合的な状況 ☆取組・活動の質や成果を評価	各大学の中期目標，中期計画に対す る教育研究活動や経営面などを含め た総合的な達成状況 ☆目標・計画の達成度や成果を評価
実施時期	7年以内ごと	4年目終了時及び 中期目標期間終了時

認証評価で問われるもの

- ① 学校教育法や大学設置基準等の法令要件が遵守されているか。
 - 事後チェックの一環。遵守されていない場合は「改善を要する点」として指摘。（さらに改善状況もチェックされる。）
 - 法令化されていないが、最新の高等教育に関する各種答申等への対応状況も問われる。
- ② 理念・目的，教育目標を達成するために大学がどのような努力をしているか，それがどの程度達成されているか。
 - 大学の個性を伸ばす。
 - 他大学の参考になる取組である，あるいは，優れた成果が上がっていると判断されれば，「優れた点」として評価。

第3サイクルの認証評価の重点

1. 内部質保証

組織体制・責任体制の整備，実施方針・手順に基づく定期的な自己点検・評価の実施，自己点検・評価の結果等を改革・改善につなげる仕組みの確立状況など，内部質保証に関わる取組が適切に行われ，有効に機能しているかという観点から重点的に評価。

2. 三つのポリシー

三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシー，アドミッション・ポリシー）の一貫性・整合性，入学・在学・卒業（修了）の各段階における目標の具体化，策定時の組織的な議論の状況，実施状況の検証を踏まえた改善状況などの観点から評価。

3. 大学による学生の学習成果の把握・評価

学位授与方針に則した学生の学習成果を把握・評価し，適切な学習成果が得られているか評価。

大学改革支援・学位授与機構の認証評価 大学評価基準

領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

領域 2 内部質保証に関する基準

領域 3 財務運営，管理運営及び情報の公表に関する基準

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

領域 5 学生の受入に関する基準

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

- 領域 1 ～ 5 は（必要に応じて学部・研究科等の状況を織り交ぜながら）大学全体で分析，領域 6 は学部・研究科等ごとに分析。

大学改革支援・学位授与機構の認証評価 自己評価書の特徴

- ◆ 第2サイクルまでは、根拠資料・データを明示しつつ、現状の説明とその分析（自己評価）を記述する形式だったが、第3サイクルは様式が大きく変わっている。
= 作文による「ごまかし」が通用しない。
- 根拠資料・データへの参照のみが原則。根拠資料・データでは十分に立証できない場合や、特色ある取組や成果がある場合には、簡潔な説明を加える。
- 領域6（教育課程と学習成果に関する基準）は、教育研究上の基本組織（学部・研究科等）ごとに作成。
- ◆ 令和5年度より試行として、研究活動、地域貢献活動、教育の国際化についても評価の中にも含める。



令和3年度を受審経験から

- 評価機関の常識と受審大学の常識は異なるものと思った方がよい。
= **大学の常識はぬるま湯につかっていると思うべき。**
- **規定類の内容はかなり厳格に見られる。**曖昧・いい加減な内容は必ず突っ込まれる。客観的に説明・解釈できないとまずアウト。
- **体制類は明確な根拠規定が必要。**複数の規定類が複雑に絡み合う場合は、第三者（評価委員）が相互の関係を明快に整理できる書き方になっていなければアウト。
- **用語の使い方にも注意が必要。**似ている用語の使い分けが曖昧だとアウト。また、受審大学でよかれと思って使っている用語が、評価委員の知っている（業界一般での）その用語の使い方と異なると、その説明で苦勞することになる（適切に説明できなければアウト）。
- 根拠資料における数値等に齟齬がないかの確認、個人情報の有無に係る確認・処理がとても面倒。

自己評価書作成に当たっての留意点

- 「自己評価書作成要領」「別紙様式、根拠資料・データについて」を熟読し、その指示に従って、遺漏のないように自己評価書、根拠資料・データ等の提出資料を作成。
- 他大学の自己評価書、根拠資料・データや評価結果の分析も有効。
 - 示すべき根拠資料の内容、分かりやすい自己評価書、根拠資料・データ作成のヒントを得る。
 - 評価結果中に受審年度の7月以降の話が記されている場合や、留保付きの書き振りである場合は、訪問調査時に何らかの重大な指摘を受けたことを示している（＝不備を未然に防ぐための重要情報が隠されている）。
- 本文と根拠資料・データとの間に、また、分担作成の場合に、用語や数値、資料に齟齬がないように注意。
- 提出前の事前相談等を行っているので、それを利用するのも有効。

評価結果の分析の際に 注意して読んでほしい記述例

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、授業科目の区分等に関する規則を大学として策定し、学生に周知している。

すべての学部・研究科において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認している。

すべての学部・研究科において、成績に対する異議申立て制度を組織的に設けている。なお、自己評価書提出時点においては、成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていなかったが、令和3年11月までにGコード科目に係る成績評価に対しての不服申立て等に関する要項を改正して組織的に対応することとしている。

- ◆ 自己評価書記載の根拠資料（掲載されていない場合もある）と、評価結果時に追加された根拠資料を比較すると、どう改善・対応したかが分かる。



自己評価書様式

新潟大学 領域 3

基準 3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目 3-2-1】 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・ 管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。） 1-2-1-04 国立大学法人新潟大学基本規則 1-2-1-01 運営体制図 ・ 大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料 ・ 役職者の名簿 1-2-1-02 経営協議会（ウェブサイト） 1-2-1-03 役職者紹介（ウェブサイト） 1-2-1-04 教育研究評議会（ウェブサイト）	第14～16条	再掲
【分析項目 3-2-2】 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	・ 法令遵守事項一覧（別紙様式 3-2-2） ・ 危機管理体制等一覧（別紙様式 3-2-2） 3-2-2 法令遵守事項、危機管理体制等一覧		

根拠資料を記載

該当する場合
に文章を記載

特記事項①

特記事項②

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

優れた成果・
改善を要する事項

根拠資料の作り方

- 【分析の手順】の内容を十分に踏まえた【分析項目に係る根拠資料・データ】に記載された根拠資料・データを準備する。
 - ⇒ まずは【分析の手順】の趣旨・内容をよく理解すること！
- 求められる内容は全部揃っているが、多数の資料に分割されている、全体像を把握しにくいなど、**分りにくい資料については、再整理を検討する**価値はある。
- **どこを見てよいのか分からない大部の資料は評価委員に嫌われる。**必要な箇所を抜粋して示す、「備考」欄に見てほしい条文番号やページ番号を明記するなどの配慮をする。
 - 抜粋を示す場合、抜粋したために不明な用語が出てくるなど、内容を理解できなくなることもあるので、自己完結性に注意。
- **個人情報保護に係る処理を適切に行う。**

特記事項①の書き方

- 「分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述」とある。
- 記載内容（説明会の内容からすると2）と3）も必要）
 - 1）不十分であると自己評価した点（場合によってはその理由も）
 - 2）対応計画（何を、いつまでに改善するか）
 - 3）対応計画が進行中の場合は、進捗状況
- 新潟大学が受審したときは、評価の実質化の意味で、自己評価書作成途中まではできるだけ記載するよう求めていたが、提出稿においては、分析項目の内容に照らして明らかに不十分であると言わざるを得ないものや、確実に質問が来そうなもの以外は削除した。

特記事項①の記載例

△△△研究科において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。これについては、国内外に向けた情報発信をさらに進めることが必要と考え、令和2年度から修士課程と合同で学生募集説明会の動画を作成し、博士課程の説明や、研究室の紹介を行うなど、学生募集活動に取り組んでいる。また、留学生の受け入れを増やすため、令和3年度から学生募集要項の英訳を作成したほか、国費外国人留学生受け入れプログラムの採択に向け、積極的に検討を行っている。さらに今後は、論文審査要項等を英訳するなど、留学生が学修しやすい環境づくりにも努めていく。

(注：○○○センターのみ教員評価の方法が異なっていた)

○○○センターについて、組織改編を予定しており、教員評価についてもそれに伴って見直すことを検討している。



特記事項②の書き方 (1/2)

- 「基準に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述」とある。

＜記載内容 1＞ 資料を参照する際に留意すべきこと

- 「満たしている」けれども、補足説明があった方が分かりやすくなること等を記載。
- 基本的には、根拠資料・データは再掲。
- 例えば、①資料・データのタイトルだけでは、当該分析項目の分析内容を十分に説明できていないように見える資料の見方・読み方、②最も適切な資料が自己評価書提出時には間に合わないため、代替資料を提示したという言い訳 など



特記事項②の記載例 (1/2)

本学の教育の質保証を目的に、学位プログラムの「人材育成目標の適切さ」「カリキュラムの適切さ」「学修成果の評価と達成状況」「学位プログラムの継続的な改善状況」を基準として点検すべき事項を定め、資料・情報を収集して現状を把握するとともに、課題を検討して必要があればその改善策を立てて取り組む「学位プログラム評価」を、全学的に実施している。平成30年度に全学で定めた「学位プログラム評価指針を策定するためのガイドライン」に従い、令和元年度に「学位プログラム評価指針」を策定し、令和2年度にこれに基づく自己点検・評価を実施している。現在、「カリキュラムの適切さ」について学内におけるピアレビューが完了し、「学修成果の評価と達成状況」について学内におけるピアレビューを開始したところである。

<根拠資料・データ>

- 新潟大学における「学位プログラム評価」の基本枠組み（再掲）
- 学位プログラム評価指針を策定するためのガイドライン（再掲）
- 学位プログラム評価指針（○学部）（非公表）（再掲）
- 学位プログラム評価第1段階自己評価結果（○学部）（非公表）

本文根拠資料



特記事項②の書き方 (2/2)

<記載内容2> 上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色

- 工夫している点, 努力している点, 【分析の手順】に記載があるが【分析項目に係る根拠資料・データ】に記載のない事項を取り上げる。
- **取組の概要とその成果**を記載。根拠資料も必要。
- 特色ある取組である場合は特色が明確に分かるように, 先進的な取組である場合は先進性が明確に分かるように, 優れている状況である場合は優れている根拠が分かるように記載。
- 【優れた成果が確認できる取組】で取り上げる事項については記載必須。
- 新潟大学は, 4年目終了時評価の翌年度に受審だったため, 「現況調査表」に記載した「特記事項」の転用・アップデートを勧めた。

第三者からの評価,
他大学との比較,
外部資金の獲得,
受賞, 達成度 など



特記事項②の記載例 (2/2)

総合大学の特性を活かし、学生が学部・学科の枠を越えて地域との協働により課題を解決する力を養成する正課外の活動である「ダブルホーム活動」を実施している。最近では、地元テレビ局とタイアップした「地域の魅力発信」に貢献する活動や、自治体が行う助成事業に地域の協力を得て応募する活動も取り入れている。ダブルホーム活動に参加する学生は年々増加し、令和元年度には初めて400人を超えた。

また、ダブルホーム活動の効果について、直近の調査結果によれば、学生のダブルホームにおけるチームワーク向上については92%が、問題解決力の向上については86%が肯定的に評価しており、活動地域の住民は、98%以上が学生との活動や学生の成長を楽しみにしていて、87%が地域の活性化につながる地域資源の再発見や問題点への気づきの効果があったと回答している。

<根拠資料・データ>

- 2020年度ダブルホーム実施プロジェクト一覧
- 2021年度ダブルホームリーフレット
- ダブルホーム活動の効果

【優れた成果が確認できる取組】 の書き方

- 「優れた成果」とは
 1. 大学の目的に照らして、特色ある、又は個性ある取組であり、成果が上がっていると判断されるもの。
 2. 教育研究活動等の改善に向けて先進的な取組であり、成果が上がっていると判断されるもの。
 3. 大学一般に期待される水準から見て、優れている状況であると判断されるもの。
- 成果が上がっていることの根拠となる資料・データを示せない取組については記載不要。
- 特記事項②で記載した内容に基づき、根拠資料を見なくても取組と成果の概要が分かるように記載。
 - イメージとしては、評価者が評価報告書にコピー＆ペーストできる文面。

【優れた成果が確認できる取組】 の記載例

「フィールドスタディーズ」は、中等教育から高等教育への円滑かつシームレスな移行・発展に効果的な独自の転換・導入学習として、1年次後半以降の学生の能動的な学びにもつながっている。受け入れ機関（企業や自治体）からも高い評価を得ており、第一期生の就職活動にも波及効果がうかがえる。本授業の取組は、令和元年度の文部科学省の「大学等におけるインターンシップ表彰」で最高の評価を受け、「最優秀賞」を受賞している。

- 特記事項②で記載した内容に基づき、[根拠資料を見なくても取組と成果の概要が分かるように](#)記載。（再掲）
- 実際の評価結果には、「優れた点」として、この文章とこれに関わる特記事項②の内容をミックスした文章が記載された。

【改善を要する点】の記載例

〇〇〇研究科，△△△研究科（博士後期課程）において，実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。また，◇◇◇研究科において，実入学者数が入学定員を大幅に上回っている。

このため，上記特記事項のとおり，学生募集に係る情報発信の充実，留学生受入の拡充等を行うとともに，学生や社会のニーズに対応するプログラムの開設及び定員の見直しを含む研究科全体の再編に向けた検討を行うなど，改善を図っている。

- 特記事項①で記載した内容に基づき，改善を要する点（基準を満たさない点）と改善のための取組の概要が分かるように記載。



領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準 1－1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

分析項目 1－1－1 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること

- 前回認証評価以降の組織の変更，共同教育学科等の設置がない場合には，新たな資料は不要。
- 前回認証評価以降の組織の変更（改組）がある場合には，その目的・経緯等を特記事項として記載し，大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書）を根拠資料として提示。
- 共同教育学科等の共同教育課程を設置している場合には，その課程を実施する大学間での協定書及び直近の協議会の開催記録を根拠資料として提示。

領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準 1－2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

分析項目 1－2－1 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること

分析項目 1－2－2 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと

■ 以下を根拠資料とする。

分析項目 1－2－1 認証評価共通基礎データ様式【大学用】
(様式 1)

分析項目 1－2－2 教員の年齢別・性別内訳
(別紙様式 1－2－2)

◆ 大学設置基準等に基づく基準数を下回る場合は、欠員が生じた年度及び理由と補充計画の進捗状況の特記事項①に記載。



領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準 1－3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

分析項目 1－3－1 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること

分析項目 1－3－2 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること

分析項目 1－3－3 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること

■ 以下の資料を作成するとともに、根拠規定を根拠資料として提示。

分析項目 1－3－1 教員組織と教育組織の対応表

(別紙様式 1－3－1)

分析項目 1－3－2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧

(別紙様式 1－3－2)

分析項目 1－3－3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧

(別紙様式 1－3－3)

領域2 内部質保証に関する基準

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

分析項目2-1-1 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下、「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること

- 内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1）に記載する「確認すべき要素」（中核となる委員会等の名称，統括責任者，自己点検・評価の責任者，改善・向上活動の責任者，委員会等の構成員）が，「根拠規定」を確認したときに過不足なく読み取れる必要がある。

➤ 大学によって「中核となる委員会等」がかなり異なる。

- 根拠規定が複数になる，複数の組織が共同して行うなどの場合は，それらの関係がクリアに説明できなければならない。

⇒ 規定類のみでの説明が難しければ，特記事項②で補足説明

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2－1 【重点評価項目】 内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

分析項目 2－1－2 それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること

- 教育研究上の基本組織一覧（別紙様式 2－1－2）に、教育研究上の基本組織（学部・研究科等）とその組織の長、教育課程（学科・専攻等）と当該課程の質保証の責任者を記載。
 - 次のような場合も別紙様式 2－1－2 に記載できる。
 - ・ 教養教育を実施する組織が、その質保証に責任をもっている場合
 - ・ 複数分野にまたがる教育課程を有し、その課程を教育研究上の基本組織とみなしている場合
- 以下を根拠資料として提示。
 - ・ 教育研究上の基本組織と教育課程との関係が明文化された規定類
 - ・ 評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの）

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2 – 1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

分析項目 2 – 1 – 3 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること

分析項目 2 – 1 – 4（より望ましい取組として分析）研究活動、地域貢献活動又は教育の国際化の組織的取組が行われている場合には、その質保証について責任をもつ体制を整備していること

- 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式 2 – 1 – 3）と、研究活動、地域貢献活動及び教育の国際化の組織的取組の質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式 2 – 1 – 4）に、責任をもつ組織（委員会やセンター等）とその責任者、活動内容、構成員を記載し、これを確認できる規定類を根拠資料として提示。
- 分析項目 2 – 1 – 3 における「施設及び設備」は情報関連施設設備及び図書館を、「学生支援」は留学生支援を含むことに注意。
- 委員会等の規定類に、内部質保証を行う旨が明記されていると無難。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2 - 2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

分析項目 2 - 2 - 1 それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること

- (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること
- (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること
- (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること

- 『自己評価実施要領』では「それぞれの教育課程について定めた規定に上記 (1) ~ (3) の内容が明文化されていることを確認する。」としている。これはこれで大事だが、個人的な感覚では、分析項目の内容とはかみ合っていないように思える。
- もしそうだとすれば、機関別内部質保証体制が 3 ポリシーを確認する手順を有していることを示す規定類も根拠資料として必要だろう。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2－2 【重点評価項目】 内部質保証のための手順が明確に規定されていること

分析項目 2－2－2 教育課程ごとの点検・評価において、領域 6 の各基準に照らした判断を行うことが定められていること

- 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式 2－2－2）に，教育課程ごとに評価の内容を規定する規定類を記載し，その規定類を根拠資料として提示。
- この規定類の中で「領域 6 の各基準で分析する内容の点検・評価を行うこと」が具体的に盛り込まれているかが重要。
 - 新潟大学では，全学統一形式での「学位プログラム評価」が行われているが，領域 6 のすべての基準を包含していないので，包含されていない項目について別に確認する仕組みを設けた。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2 - 2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

分析項目 2 - 2 - 2 教育課程ごとの点検・評価において、領域 6 の各基準に照らした判断を行うことが定められていること

- 「教職課程として認定を受けた教育課程については、教育職員免許法施行規則第22条の8が定める点検及び評価を行うことを含めて内部質保証の手順が定められていることを確認する。」は令和4年度から実施。
 - **教職課程の内部質保証に関する規定類が必要。**（新たに定めるか、既にある規定類に追記するかは大学の状況による。）
- 「連携開設科目を開設する教育課程については、他の大学が開設する科目も含めて適否の確認を行うなど点検・評価において重点的に取り扱われていることを確認する。」は令和5年度から実施。
 - **この状況を確認できる規定類が必要。**

領域2 内部質保証に関する基準

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

分析項目2-2-3 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること

- 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3）に、評価の対象（施設設備、学生支援、学生受入など）ごとに、評価方法を規定する規定類を記載し、その規定類を根拠資料として提示。
- 規定類の中で、評価対象事項、実施時期、実施主体、評価基準について具体的に定められていることが必要。
- 新潟大学では、規定類の中で「施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して自己点検・評価を行う」程度の書き方しかしていなかったため、訪問調査時の質問事項に「施設設備、学生支援、学生受入について、具体的な評価項目、評価手順について確認したい」があり、規定を改定した。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2 - 2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

分析項目 2 - 2 - 4 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業生、卒業生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること

- 意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式 2 - 2 - 4）に、評価の対象（教育課程，施設及び設備，学生支援，学生の受入など）ごとに，聴取対象者，実施時期，実施内容，評価方法を規定する規定類を記載し，その規定類を根拠資料として提示。
- 意見聴取対象事項のそれぞれについて，**規定類の中で，実施時期（頻度），実施主体，意見聴取内容が具体的に定められている**ことが必要。
- 意見を聴取することが定められているだけでなく，**その結果を機関別内部質保証体制が確認する仕組みを設けている**必要がある。これについては，規定類で確認できることが求められる。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2 - 2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

分析項目 2 - 2 - 5 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること

- 検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式 2 - 2 - 5）に、評価の対象（教育課程，施設及び設備，学生支援，学生の受入など）ごとに，「検討，立案，提案の責任主体」と「検討，立案，提案の方法を規定する規定類」を記載し，その規定類を根拠資料として提示。
- （評価の対象ごとの） 規定類の中で，機関別内部質保証体制において共有，確認された自己点検・評価結果等を踏まえた対応措置について検討，立案，提案する手順が明確に示されていることが必要。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2 - 2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

分析項目 2 - 2 - 6 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること

- 実施の責任主体一覧（別紙様式 2 - 2 - 6）に、評価の対象ごとに、実施の責任主体と実施の方法を規定する規定類を記載し、その規定類を根拠資料として提示。
- 規定類の中で、機関別内部質保証体制において承認された対応措置の実施計画について、当該計画を実施する手順が明確に示されていることが必要。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2 - 2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

分析項目 2 - 2 - 7 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること

- 機関別内部質保証体制を規定する規定類において、対応計画の進捗の確認、進捗状況に応じた対応を決定する手順が明確に定められていることが必要。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2－3 【重点評価項目】内部質保証が有効に機能していること

分析項目 2－3－1 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果を上げていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること

- 計画等の進捗状況一覧（別紙様式 2－3－1）に、改善・向上が必要と確認された事項（確認された年月、内容、根拠資料）、対応計画、計画の実施主体、進捗状況、関連する基準を記載。
 - 「対応済」としていながら、関連する基準にこれに反する状況を示す根拠資料がないことを確認する。
- 改善・向上が必要と確認された事項及び対応計画は、根拠資料の該当箇所の転記、箇条書き等で記載。ただし、第三者にとって分かりにくい箇所は補足説明を加える、冗長な記述を削除するなどの配慮が必要。いずれにしても改善・向上が必要な点や対応策が明快に分かるようにする。

領域2 内部質保証に関する基準

基準2－3 【重点評価項目】内部質保証が有効に機能していること

分析項目2－3－2（より望ましい取組として分析）機関別内部質保証体制の中で、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること

分析項目2－3－3（より望ましい取組として分析）機関別内部質保証体制の中で、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること

分析項目2－3－4（より望ましい取組として分析）質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること

- 「これらの取組について、その成果をアピールする記述を求める。」ので、**特記事項②に取組と成果を記載**し、これらを説明する根拠資料（報告書が想定されている）を提示。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2－4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

分析項目 2－4－1 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること

- 規定類に、学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等（教育課程に関する「ポリシー」の変更も含まれる）の重要な見直しを行うにあたって、**機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していることが明記**されている必要がある。
- 実際に検証していることを、「新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料」を根拠資料として提示。

領域2 内部質保証に関する基準

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

分析項目2-5-1 教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること

- 規定類に次が定められていることが必要。
 - ① 職階ごとに求める教育上，研究上又は実務上の知識，能力又は実績の水準
 - ② その水準の判断を行う方法
- 教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）に，各年度について，教育研究上の基本組織ごとに，採用人数，判断の方法，昇任人数，判断の方法を記載。
 - 「判断の方法」欄から，教育研究上の指導能力について，その水準の判断を面接，模擬授業等で行っていることを確認できることが必要。
- 学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料，大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあっては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料を根拠資料として提示。

領域2 内部質保証に関する基準

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

分析項目2-5-2 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること

分析項目2-5-3 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること

- 分析項目2-5-2の根拠資料となる規定類に、教員評価を継続的（定期的）に実施すること、及び、教員評価の目的を定めていることが必要。
- 評価結果を、個々の教員の処遇や教育研究費の配分、改善への指導等に反映させる規定がある場合は、分析項目2-5-3の根拠資料として提示。
- 教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2）に、評価実施年度、評価対象者数、評価結果を、評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3）に、評価実施年度、評価対象者数、評価結果に基づく取組を記載。
- 実施要項、業績評価結果の報告書等は、分析項目2-5-2、2-5-3双方の根拠資料となる。
- 評価結果が芳しくない教員への対応に関する資料が示されていない場合、訪問調査時に確認される。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2－5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

分析項目 2－5－4 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること

- FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 2－5－4）に、取組，主催，実施内容・方法，参加者数を記載。
- ◆ 分析項目 2－5－4 では、組織的取組としてのFDの実施内容・方法（教育方法等の研究・研修，教員相互の授業見学等）及び実施状況（教員参加状況を含む）が問われている。
- 教員に対する研修であっても，授業の内容及び方法の改善を図るための研修ではないもの（例えば，学生への生活指導，研究や管理運営）については，分析項目 3－4－2 において確認。

= FDと銘打つものの全てをここに書くということではない！

領域2 内部質保証に関する基準

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

分析項目2-5-5 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること

- 教育支援者・教育補助者一覧（別紙様式2-5-5）に、「教育支援者」として、教育課程を展開する上で必要な教務や厚生補導等を担う職員，教育活動の支援や補助等を行う職員，図書館の業務に従事する職員等の配置状況を，「TA等教育補助者」として，教育研究上の基本組織ごとに，総科目数，TA配置科目数，TAの延べ人数を記載。
- 実際の配置，事務分掌，業務内容等が記載された「教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌，配置状況が確認できる資料」や「教育活動に関わる技術職員，図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料」を根拠資料として提示。
- 演習，実験，実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やTA等の配置状況，活用状況が確認できる資料を根拠資料として提示。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2－5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

分析項目 2－5－6 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること

- 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 2－5－6）に、職種，研修名，研修内容，主催者，回数，参加延べ人数を記載。
- T A 等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容，実施状況が確認できる資料を根拠資料として提示。
（これをうまく使って別紙様式 2－5－6 の「研修内容」欄を書くのも一案。）
- 教育支援者に対する研修であっても，教育活動に関わる研修ではないものについては，分析項目 3－4－2 において確認。

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

分析項目3-1-1 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること

分析項目3-1-2 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること

■ 以下を根拠資料として提示。

分析項目3-1-1（承認後に提出）

- ・直近年度の財務諸表
- ・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書

分析項目3-1-2

- ・予算・決算の状況（過去5年間分）が分かる資料
(別紙様式3-1-2)
- ・各項目に関し、予算と決算が30%以上乖離している場合、経常損失がある場合、特別損失が過大である場合に、その理由を記載した書類

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

分析項目3-2-1 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること

分析項目3-2-2 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること

■ 以下を根拠資料として提示。

分析項目3-2-1

- ・管理運営のための組織（法人の役員会，経営協議会，教育研究評議会等が，法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は，それらを含む。）の設置，構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）
- ・役職者の名簿

分析項目3-2-2 ※ いずれも規定等名称と責任部署を記載

- ・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2）
- ・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2）

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

分析項目3-2-3（より望ましい取組として分析）研究の実施に関して高等教育機関として相応しい規程、方針等が整備され、優れた成果を上げていること

- 研究の実施に関する方針等一覧（別紙様式3-2-3）に、方針等の名称、方針等の主たる内容、責任部署を記載し、その方針等の内容を示す資料を根拠資料として提示。
- 研究の支援・推進制度等一覧（別紙様式3-2-3）に、研究の支援・推進制度等の名称、支援・推進の主たる内容、責任部署を記載。さらに、これによって優れた成果が得られていることを示す資料を根拠資料として提示。

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

分析項目3-3-1 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

分析項目3-3-2（より望ましい取組として分析）教育の国際化を推進する組織を有する場合は、当該組織が優れた機能を有し、成果を上げていること

■ 以下を根拠資料として提示。

分析項目3-3-1

- ・事務組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-6 教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1）
- ・根拠となる規定類
- ・事務組織の組織図

分析項目3-3-2

- ・教育の国際化を推進する組織一覧（別紙様式3-3-2）
- ・根拠となる規定類
- ・優れた成果が分かる資料

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

分析項目3-4-1 教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること

- 教職協働の状況（別紙様式3-4-1）に、教員と事務職員が参加する合議体（評議会、委員会等）ごとに、構成員（教員と事務職員）、根拠規定を記載。
 - 理事等の管理運営者は雇用者であるため、ここでいう教員や事務職員等には含まれない。
- 次の2点を確認でき、教員と事務職員等がそれぞれの役割分担において責任を有しつつ協力して円滑な管理運営の実現に資する状況にあることが必要。
 - ・大学の管理運営のための組織の責任体制（分析項目3-2-1）と事務組織（分析項目3-3-1）の関係
 - ・大学の管理運営に係る合議体に、教員と事務職員が構成員として参加していること

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準3－4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

分析項目3－4－2 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること

- SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3－4－2）に、取組、主催、実施内容・方法、対象者、参加者数を記載。
 - 大学が独自に実施する研修と、学外の団体が主催する合同研修の企画（国立大学協会の大学マネジメントセミナーなど）とを区別。
- ◆ 優れた成果・効果があれば、特記事項②にその内容を記載し、根拠資料を提示。

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準3－5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

分析項目3－5－1 監事が適切な役割を果たしていること

分析項目3－5－2 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること

■ 以下を根拠資料として提示。

分析項目3－5－1

- ・ 監事に関する規定
- ・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）

分析項目3－5－2

- ・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等）
- ・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等）

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準3－5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

分析項目3－5－3 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること

分析項目3－5－4 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること

■ 以下を根拠資料として提示。

分析項目3－5－3

- ・組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの）
- ・内部監査に関する規定
- ・監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）

分析項目3－5－4

- ・監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等）

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準3－6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

分析項目3－6－1 法令等が公表を求める事項を公表していること

- 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3－6－1）に、法令等が公表を求める事項ごとに、その公表状況（刊行物，URLなど）を記載。
- ◆ **次は要注意（多くの大学が訪問調査時に指摘されている）**
 - 教員組織，教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
 - 博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨
 - 課程認定を有する大学における教員の養成の状況（特に教員の養成に係る組織及び教員の数，各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること），自己点検・評価の結果

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4－1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目 4－1－1 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること

- 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】（様式 1）を記載。
 - 「校地、校舎の基準面積」「校地、運動場、体育館、研究室、講義室、演習室、実験・実習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設その他の施設等」「共同課程を置いている場合は、その状況」が大学設置基準の規定に基づき整備されていることが確認できればよい。
- 夜間の授業又は 2 以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式 4－1－1）に、該当する学部・研究科等ごとに、キャンパス名、実施状況（実施体制、利用時間等）を記載。
- 「実施状況」欄には、夜間において授業を実施している課程又は大学院において大学院設置基準第14条の特例を適用している場合は、これら施設・設備の利用方法、利用時間等を記載。

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4 - 1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目 4 - 1 - 2 法令が定める実習施設等が設置されていること

- 附属施設等一覧（別紙様式 4 - 1 - 2）に、学部又は学科名、附属施設（大学設置基準第39条に基づき設置が必要とされる附属学校や附属病院等）を記載。

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4－1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目 4－1－3 施設・設備における安全性について、配慮していること

- 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況（別紙様式 4－1－3）に、事項（耐震化、老朽化への対応、バリアフリー化等）ごとに、整備状況（耐震化率、要改修率、バリアフリーの状況など）、備考（整備不十分の場合の対応状況等）を記載。
- 安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式 4－1－3）に、事項（外灯や防犯カメラの設置等）ごとに、配慮の状況を記載。
- その他施設・設備に法令上の要件が課されている場合は、適切な管理運営の状況を確認する。

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4－1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目 4－1－4 教育研究活動を展開する上で必要な I C T 環境を整備し、それが有効に活用されていること

分析項目 4－1－5 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること

- 指定された項目（ここでは省略）について、調査票もしくは当該項目を抜粋したものを根拠資料とする。

分析項目 4－1－4 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）への回答内容

分析項目 4－1－5 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）への回答内容

- ◆ 特記すべき事項があれば、特記事項②にその内容等を記載し、根拠資料を提示。

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4－1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目 4－1－6 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること

- 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式 4－1－6）に、名称（自習室，グループ討議室，情報機器室，大学院生が在籍する研究室等の居室スペース等），それが所在するキャンパス・棟，席数，主な設備（部屋数，机，パソコン等の台数等），利用時間を記載。
- ◆ 自主的学習環境の整備など，特色ある学習環境の構築により成果が得られている場合は，その内容を特記事項②に記載し，根拠資料を提示。

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4－1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目 4－1－7（より望ましい取組として分析）研究成果を継続的に生み出すための研究環境が十分に整備され、効果的に利用されていること

- 研究環境整備状況一覧（別紙様式 4－1－7）に、名称、キャンパス・棟、主な設備、主に利用する学部・研究科等、主な研究成果を記載。
- その研究環境を必要とする教員・学生が効果的に利用できるような状態になっていることを確認できるように作成。
- ◆ 研究環境の整備など、特色ある研究環境の構築により優れた研究成果が継続的に得られている場合は、その内容を特記事項②に記載し、根拠資料を提示。

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4－1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目 4－1－8（より望ましい取組として分析） 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が、社会からの期待に対応して行う活動（例えば、公開講座・履修、大学図書館の一般市民利用、技術相談、学習機会としての社会貢献活動）に効果的に利用されていること

- 社会からの期待に対応して行う活動一覧（別紙様式 4－1－8）に、名称（公開講座・履修、大学図書館の一般市民利用、技術相談、学習機会としての社会貢献活動など）、実施キャンパス・棟、主な利用される施設・設備等、想定される受益者、実績を記載。
- ◆ 「この組織的取組について、対応する分析項目において活動の成果をアピールする記述を求める。」としているので、特記すべき成果が上がっているものは、特記事項②で説明し、根拠資料を掲載する。

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4 - 2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

分析項目 4 - 2 - 1 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること

- 相談・助言体制等一覧（別紙様式 4 - 2 - 1）に、機能（総合的相談、健康相談、進路相談、各種ハラスメント）ごとに、相談・助言組織の名称、根拠規定、配置された人員、支援の内容、相談の実績を記載。
- ※留學生、障害のある学生等に対する支援内容は、分析項目 4 - 2 - 3, 4 で確認を行うが、実績については、この分析項目で確認。
- 以下を確認できる根拠資料を提示し、各種相談・助言体制に関する組織の役割、実施組織の人的規模やバランス、組織間の連携や意思決定プロセス、責任の所在等を確認する。
 - ・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）
 - ・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法
 - ・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）
 - ・生活支援制度の利用実績

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4－2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

分析項目 4－2－2 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること

- 課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式 4－2－2）に、課外活動団体数、課外活動施設設備の整備、及び運営資金や備品貸与等の支援内容を記載。

※大学が組織として支援すべき部活動等の範囲については、大学の判断による。ただし、あくまでも大学の組織的活動として分析することが必要。

※課外活動団体等への支援実績を示す資料は、あくまでも大学の支援の実績であり、部等の活動実績そのものを評価するものではない。

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4 - 2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

分析項目 4 - 2 - 3 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること

- 留学生への生活支援の内容及び実施体制（別紙様式 4 - 2 - 3）に、生活支援（チューター制度，ガイドブックの配布など）の内容，担当する組織名称を記載。
- 留学生に対する外国語による情報提供（健康相談，生活相談等）を行っている場合は，その資料を根拠資料として提示。
- 説明会資料では，留学生に対する生活支援の内容及び実施体制について確認するための「資料としては，関連するセンターの年次報告等を提示」としているが，該当記載箇所がない。
- 次も確認できるようにしないといけないが，該当する記載箇所がない。
 - ・ 海外から受け入れる学生に対する入学前の支援
 - ・ 卒業（修了）後の留学生の状況の把握

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4 - 2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

分析項目 4 - 2 - 4 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること

- 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制（別紙様式 4 - 2 - 4）に、生活支援（サポートルームの設置、手引書の作成など）の内容、担当する組織名称を記載。
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領等の規定類を根拠資料として提示。
- 対象となる学生が現在在籍していない場合でも、各大学固有の事情等に応じて生活支援を行うことのできる状況にあることを確認できる必要がある。
- 施設・設備のバリアフリー化への対応については、基準 4 - 1 において確認。

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4 - 2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

分析項目 4 - 2 - 5 学生に対する経済面での援助を行っていること

- 経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式 4 - 2 - 5）に、奨学金制度窓口の周知方法、支援内容（奨学金，入学料免除，授業料免除，寄宿舍）ごとに担当する組織名称，根拠規定，配置された人員，支援の実績，財源を記載。
- 以下を確認できる資料を根拠資料として提示。特記すべきものについては、特記事項②でも説明。
 - ・ 奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知
 - ・ 日本学生支援機構奨学金等の利用実績
 - ・ 大学独自の奨学金制度等を有している場合は，その制度や利用実績
 - ・ 入学料，授業料免除等を実施している場合は，その基準や実施状況
 - ・ 学生寄宿舍を設置している場合は，その利用状況（料金体系を含む）
 - ・ 上記のほか，経済面の援助の利用実績

領域 5 学生の受入に関する基準

基準 5－1 学生受入方針が明確に定められていること

分析項目 5－1－1 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること

- 学生受入方針において、以下の各項目に係る記述が含まれていることが必要。
 - ① 「求める学生像」については、入学前に学習しておくことが期待される内容
 - ② 「入学者選抜の基本方針」については、入学者受入方針を具現化するためにどのような評価方法を多角的に活用し、それぞれの評価方法をどの程度の比重で扱うのか
 - ③ 特に学士課程については、受け入れる学生に求める学習成果（「学力の3要素（（1）知識・技能，（2）思考力・判断力・表現力等の能力，（3）主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）」についてどのような成果を求めるか）

領域 5 学生の受入に関する基準

基準 5－2 学生の受入が適切に実施されていること

分析項目 5－2－1 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること

- 入学者選抜の方法一覧（別紙様式 5－2－1）に、学部・研究科ごとに入試の種類（一般入試など）、選抜方法（学力検査、面接など）、募集要項の記載ページを記載。
 - 入試の種類ごとに、入学者選抜の方法が入学者選抜の基本方針に適合していることを確認できることが必要。
- 根拠資料として以下を提示。
 - ・ 入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料
 - ・ 入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等
 - ・ 面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）
 - ・ 学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に 2 年程度前に予告・公表されたもので直近のもの
 - 実施体制の整備状況（組織の役割、構成、人的規模・バランス、組織間の連携・意思決定プロセス・責任の所在等）が明確に示されていることが必要。
- ◆ 学部入試だけではなく大学院入試についても根拠資料を提示。全学的な実施体制が存在していない場合は、学部・研究科単位での実施体制を確認する。

領域 5 学生の受入に関する基準

基準 5-2 学生の受入が適切に実施されていること

分析項目 5-2-2 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること

- 根拠資料として「学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料」「学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等」を提示。
- 入試に関する研究委員会など、検証するための組織や具体的な取組等（改善のための情報収集等の取組を含む。）の状況を確認できる資料が必要。
- ここでいう検証とは、学生受入方針に沿った学生の受入、すなわち、実際に入学した学生が学生受入方針の求める学生像に一致しているかどうかを確認することを意味している。このような検証が実施されていない場合には、何らかの検証とおぼしき行為を実施していることを確認できる資料を示す必要がある。
- 説明会資料に「入学者選抜を過去3年以上変更していない場合、学生の受入に関して検証を実施していると同時に、現在の入学者選抜制度を変更すべき課題がない旨を入試に関する委員会等において審議していることを確認する。」と記載されている。したがって、このような場合、当該委員会の議事録等を根拠資料にすることになるだろう。

領域 5 学生の受入に関する基準

基準 5－3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

分析項目 5－3－1 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと

- 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】（様式2）を用いて、学生募集を行う組織単位ごとの過去5年間の入学定員に対する実入学者の割合の平均を確認する。
- 「1.3倍以上」、又は「0.7倍未満」の場合は、大幅に超える、又は大幅に下回るので、基準を満たさないと判断する。
- 学部又は研究科の単位において、実入学者数が「入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る」状況になっている場合は、「その適正化を図る取組を確認できる資料」を根拠資料として提示するとともに、適正化を図る取組を特記事項①に記載。何もしていないのなら、適正化を図るための改善計画を特記事項①に記載。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6 – 1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目 6 – 1 – 1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること

■ 学位授与方針に以下に係る記述が含まれていることが必要。

- ① 学生の進路先等社会における顕在・潜在ニーズ
- ② 学生の学習の目標となっていること
- ③ 「何ができるようになるか」に力点を置き、どのような学習成果を上げれば卒業を認定し、学位を授与するのかが具体的に示されていること

■ 以下を明確に読み取れるかが問われている。

- ①' 学生の進路先等社会における顕在・潜在ニーズへの配慮
- ②' 学生の学習の目標となり、教育課程の編成・実施方針の策定を制約する内容 ⇒ 学生にとって（大学1年生でも）分かる記述
- ③' 学生が教育課程の修了時点で獲得することが期待される能力の具体的内容とその程度 ⇒ 学習成果の評価可能性を意識した記述

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目 6－2－1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること

- 教育課程方針において、次に係る記述が含まれていることが必要。
 - ①教育課程の編成の方針
 - ②教育課程における教育・学習方法に関する方針
 - ③学習成果の評価の方針（大学院課程では学位論文の評価の方針も含む）
- ◆ 「三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」に以下の記述がある。
 - ・ ディプロマ・ポリシーを踏まえた教育課程編成，当該教育課程における学修方法・学修過程，学修成果の評価の在り方等を具体的に示すこと。その際，能動的学修の充実等，大学教育の質的転換に向けた取組の充実を重視すること。
 - ・ 卒業認定・学位授与に求められる体系的な教育課程の構築に向けて，初年次教育，教養教育，専門教育，キャリア教育等の様々な観点から検討を行うこと。特に，初年次教育については，多様な入学者が自ら学修計画を立て，主体的な学びを實踐できるようにする観点から充実を図ること。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目 6－2－2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること

- 教育課程の編成及び実施の内容が、学位授与方針に定める獲得が期待される能力を学生が獲得できるものとなっているかを確認できるだけの整合性を有していることが必要。
 - ⇒ 教育課程方針の「教育課程の編成の方針」及び「教育課程における教育方法に関する方針」が、学位授与方針における「学生が教育課程の修了時点で獲得することが期待される能力の具体的内容とその程度」を達成するために必要十分であるかを確認。
- ◆ 簡単に言えば、学位授与方針で示した学習の到達目標を達成するための教育課程方針になっているかが問われている。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目 6－3－1 教育課程の編成が、体系性を有していること

- 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース，教養・専門基礎・専門等の分類，年次配当，必修・選択等の別）
- 体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ，コース・ツリー，履修モデル，コース・ナンバリングなど）
- ✓ 一部の学部において，教育目的と履修の方針との関係が不明確となっており，教育課程の編成が体系性を有していないと分析。（令和元年度の事例）
- 多様な資料がバラバラにしか準備できない場合は要注意！
- 学位授与方針や教育課程方針との関係から体系性を考える。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目 6－3－1 教育課程の編成が、体系性を有していること

■ 【分析の手順】を次のように考えるとよい。

- ・ 教養教育及び専門教育のバランス，必修科目・選択科目等の配当等，教育課程方針に基づいて，授業科目が配置され，教育課程の体系性が確保されていることを確認する。

= 教養教育及び専門教育のバランス，必修科目・選択科目等の配当，年次配当等は，教育課程方針の内容を具体化しているか。齟齬はないか。

- ・ 教育課程の体系性については，カリキュラム・マップ，コース・ツリーや履修モデル，コース・ナンバリング等を用いて確認する。

= カリキュラム・マップ，コース・ツリーや履修モデルから，学位授与方針に記した学習成果を円滑に達成できることを読み取れるか。
また，コース・ツリーやコース・ナンバリング等から，科目間のつながりや履修の順次性を読み取れるか。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目 6－3－2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること

- 「一単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とする」とした大学設置基準の規定を踏まえ、科目の内容が設定されていることを確認する。
- 以下のいずれかを示すことにより、科目の内容が相応しい水準になっているものとする。
 - 1) 信頼できる分野別第三者評価機関によって保証されている
 - 2) 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが機関別内部質保証体制において保証されている
 - 3) シラバスを検証することによって、45時間の学習時間が必要であることを確認できる
 - 4) 自己点検・評価において水準に関する検証を大学等の目的に則したその他の方法によって実施している場合

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目 6－3－3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること

- 規定類において、他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定についての規定が、法令に従い定められていれば十分。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目 6－3－4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること

- 研究指導の基本方針，考え方，指導体制の整備状況を確認できる根拠資料を提示。
- 中間発表会の開催，国内外の学会への参加促進，他大学や産業界との連携，T A・R Aとしての活動を通じた教育・研究能力の育成等，教育の目的や研究指導の基本方針等に照らして，研究指導に対する取組が行われていることに関する資料は根拠資料で示す。さらに，優れた成果が出ている場合には特記事項②に記載。
- ✓ 大学院設置基準第14条の2の内容を大学院学則等に定めているが、学生が研究計画を先に作成するなど実態が伴っておらず，「あらかじめ明示する」状況にないため，研究指導計画を策定した上で指導していないと分析。
（令和3年度の事例）

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目 6－3－4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること

■ 【分析項目に係る根拠資料・データ】のうち、**以下は要注意。**

- ・ 研究指導，学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定，申合せ等）

➤ 一般に「研究科規程」には，研究指導の基本方針，考え方，指導体制が規定されているが，複数教員による指導体制，研究テーマ決定に対する指導，年間研究指導計画の作成・活用については十分に規定されていない場合もある。

- ・ 研究指導計画書，研究指導報告書等，指導方法が確認できる資料

□ 新潟大学では，例えば，年度初めに教員が記載する「研究指導計画」及び学生が記載する「研究計画」「進捗状況」からなる「研究指導計画書」，年度末に教員が記載する「研究指導実施報告」を新規に作成することになった。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目 6－3－5 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること

■ 次を根拠資料として提示。

- ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース，教養・専門基礎・専門等の分類，年次配当，必修・選択等の別）
⇒ 分析項目 6－3－1 の資料の再掲。法令に則して教育課程が編成されていることを確認できることが必要。
- ・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目 6－4－1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること

分析項目 6－4－2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること

- 分析項目 6－4－2 に関して、ターム制をとっている場合は、特記事項②で説明が必要。
- ✓ 13週の授業期間と2回のアクティブ・ラーニングを行うという取組について、15週にわたる期間を単位として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果の組織的な検証が不十分である。（令和元年度の事例）
- ✓ 15週目に試験を実施し単位認定後の16週目に振り返り授業を行う取組について、単位認定に必要な15週分の授業期間がない。（令和3年度の事例）
- 評価委員によるシラバスの内容チェックに加え、訪問調査時に当該大学の認識の甘さがこのような指摘を受ける原因となっている。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目 6－4－3 シラバスに授業名、担当教員名、授業の目的・到達目標、授業形態、各回の授業内容、成績評価方法、成績評価基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載され、学生に対して明示されていること

- 「シラバスの全件，全項目が確認できる資料，学生便覧等関係資料」を根拠資料として提示。次を確認できることが必要。
 - ・シラバスに上記の内容が記載されており，学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるものとして，**全科目，全項目について記入されている**
 - ・芸術等の分野における個人指導による実技の授業等については，大学等の目的に則した方法によって，授業計画が示されている
 - ・すべてのシラバスが，学生に対して，刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っている。
- **空欄の有無だけでなく，シラバス内容を厳しくチェックする評価委員もいる！**
- 新潟大学は，「シラバスのガイドラインにも問題がある」「シラバスのチェック体制がいい加減」と指摘を受けた。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目 6－4－3 シラバスに授業名、担当教員名、授業の目的・到達目標、授業形態、各回の授業内容、成績評価方法、成績評価基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載され、学生に対して明示されていること

- 授業形態（講義，演習，実験，実習等の組合せ・バランス），学習指導法（少人数授業，対話・討論型授業，多様なメディアの活用，能力別授業の実施等）の工夫を積極的に行っている場合は，**特記事項②に記載し，根拠資料を提示。**
- ◆ **優れた教育方法をアピールする。**
（優れた教育内容は基準 6－3 の特記事項②に記載。）

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目 6－4－4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること

- 教育上主要と認める授業科目（別紙様式 6－4－4）に，教育上主要と認める授業科目の定義，授業科目数，専任の教授又は准教授が担当する科目数を記載。
- 「教育上主要と認める授業科目の定義」は，抽象的な（専門外の人間が具体的内容を想像しにくい）書き方を避ける。規定類に則して定義の内容が分かる書き方がよい。
- 例えば，学部における「教育上主要と認める授業科目の定義」を「必修科目」とした場合，専門科目の必修科目だけでなく，教養科目の必修科目と合わせた数を記載しないといけない。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目 6－4－5 専門職大学院においては、履修登録の上限設定の制度（C A P 制度）を設けていること

- 根拠資料として、C A P 制度に関する規程を提示。ただし、単に履修登録の上限設定の制度を設けているだけでは不十分であり、上限値が明確に定まっていることが必要。

分析項目 6－4－6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合には、法令に則した実施方法となっていること

- 根拠資料として、大学院学則等を示し、社会人学生等が在籍している場合等、授業実施の時間帯や期間について特段の考慮を行う規定等があること、そしてそれが法令に即した実施方法となっていることを確認できることが必要。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目 6－4－8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること

- 根拠資料として連携協力校との連携状況が確認できる資料を提示。

分析項目 6－4－9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合には、配慮を行っていること

- 夜間において授業を実施するための配慮の内容が分かる資料を根拠資料として提示。
- 授業時間帯の配慮だけでは不十分で、授業曜限の工夫、オンライン授業等の授業方法の工夫を示す。
- ◆ 分析項目 6－4－6 は法令に則しているか、分析項目 6－4－9 はどう配慮しているかが問われていることに注意。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援を行っていること

分析項目 6－5－1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること

- 履修指導の実施状況（別紙様式 6－5－1）に、教育研究上の基本組織ごとに、取組（ガイダンス、担任制、学習成果の状況の組織的把握と対応、学習計画の指導、能力別クラス分け、基礎学力不足の学生に対する指導、助言など）、実施組織、実施状況を記載。
- 授業科目への学術の発展動向（担当教員の研究成果を含む。）の反映、他学部の授業科目の履修、編入学や秋期入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携、国内外の他大学との単位互換・交換留学制度の実施、ダブル・ディグリー制度の導入などの取組を積極的に行っている場合は、特記事項②に記載。ただし、**取組内容だけでなく、実施状況に関する根拠資料を用意**する必要がある。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援を行っていること

分析項目 6－5－2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること

- 学習相談の実施状況（別紙様式 6－5－2）に、教育研究上の基本組織ごとに、取組（オフィスアワー、学習相談など）、実施組織、実施状況を記載。

分析項目 6－5－3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること

- 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式 6－5－3）に、教育研究上の基本組織ごとに、取組（キャリア教育、インターンシップ、ボランティアなど）、実施組織、実施状況を記載。
- インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）を根拠資料として提示。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援を行っていること

分析項目 6－5－4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること

- 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式 6－5－4）に、対象（障害のある学生、留学生、社会人学生やLGBT等その他履修上特別な支援を要する学生）別に、教育研究上の基本組織ごとに、実施組織、実施状況を記載。
- 根拠資料として以下を確認できる資料を示す。
 - ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況
 - ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所
 - ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況
 - ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）
 - ・〔履修上特別な支援を要する学生等に対する〕学習支援の利用実績
- 施設・設備のバリアフリー化及び法令遵守については基準 4－1、生活支援については基準 4－2 において確認

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援を行っていること

分析項目 6－5－5（より望ましい取組として分析）正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること

- 国内学生海外派遣実績（別紙様式 6－5－5）に、ダブル・ディグリー／ジョイント・ディグリー・プログラムによる海外派遣学生の人数を派遣大学別に示す（過去 3 年分）。学士課程と大学院課程で分けて示すが、学生の所属学部・研究科は問わない。
- 「この組織的取組について、対応する分析項目において活動の成果をアピールする記述を求める。」としているので、活動実績だけでなく、活動の成果を特記事項②及び根拠資料に示す。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目 6－6－1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること

- 「評語（A、B、C等）を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準」を定めているとは、単に評語（の種類）を定めているだけ、または、評語を適用する「素点」の範囲を定めているだけでなく、学位授与の方針と一貫性をもって策定された教育課程の編成・実施方針に基づいて開設されている科目を履修することによる到達目標に則して、評語の適用の基準が示される必要がある。
- シラバスに、授業科目ごとに到達目標と成績評価基準が記載されているだけでは不十分。全授業科目を通じた成績評価基準を組織として定めていることが不可欠。
- 根拠資料の「成績評価基準」は、その内容を示したものであれば何でもいいのではなく、それを定めた規定類を示す必要がある。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目 6－6－2 成績評価基準を学生に周知していること

- 資料としては、ウェブサイトのURL, (もしあれば) 学生に対する配布物及び該当ページ番号を示す。

分析項目 6－6－3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること

- 新潟大学では, (当該学部の自己評価では問題なしとしていたが) 成績評価が甘いと思われる学部について, 訪問調査時に事情を問われた。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目 6－6－3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること

- 根拠資料として、以下を提示する。
 - ・ 成績評価の分布表（科目別）
 - ・ 授業科目ごとの成績評価の分布の点検を組織的に実施していることが確認できる資料
(例) ・ 成績評価分布についてのガイドライン（Aをクラスの30%程度など）
 - ・ 成績評価の妥当性の事後チェック（偏りの点検），答案の返却，模範解答あるいは採点基準の提示等を定めた規定
 - ・ 実際に成績分布の確認をしていることが分かる該当する委員会等での審議を示す議事録
 - ・ GPA制度を実施している場合は，その目的と実施状況について定めてある規定及び実施の確認ができる資料
 - ・ 個人指導などが中心となる科目の場合（例えば，芸術の実技科目）は，成績評価の客観性を担保するための措置を定めた規定
 - ・ 修得する単位の実質を学生が修得していることを担保するなどの目的のために，45時間の学習時間の確保の実態に関する調査を実施している場合には，その調査結果

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目 6－6－4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること

■ 根拠資料として次を提示。

- ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料
 - 成績に関する異議を受け付ける窓口が教員のみでないこと、受付後の対応の手順、様式等を定める規定
- ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ
 - 説明会では「自己評価書において資料として提示する必要はない」と言っているが、自己評価書の書式にはこの資料提示を求める記載があるので、準備するのが無難。
- ・ 成績評価の根拠となる資料（答案，レポート，出席記録等）を保存することを定める規定

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目 6－6－4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること

- 【分析の手順】の「成績に関する異議を受け付ける窓口が教員のみでないこと，受付後の対応の手順，様式等について確認する。」は**要注意**。
- ✓ 学生による成績に関する異議申し立ての前段階として，成績通知後に成績に関する質問を授業担当教員に行っている例が見られる。**この前段階も，一種の成績に対する異議申し立てと考えられるため，組織的に対応しているとはいえない。**
- ✓ 「成績に関する異議を受け付ける窓口が教員のみでないこと」を真に受けてはならない。「**窓口は教員でも事務でも**」は**アウト**。
- ⇒ 事務経由のみによる異議申立て（成績に対する質問を含む）手続き，対応手順，様式等を規定類に定めておくのが無難。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

分析項目 6－7－1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業修了要件」という。）を組織的に策定していること

■ 以下を根拠資料として提示。

- ・ 卒業又は修了の要件を定めた規定（通常は、学則ないし学部規則等）を根拠資料として提示。
 - 自己評価書においては、次を確認できる該当箇所を指定する。
 - 1) 大学が定める卒業（修了）要件が組織的に策定され、大学設置基準等が定める要件と整合的である。
 - 2) 修業年限の特例措置を講じている場合は、法令に従い適切に規定を整備している。
- ・ 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

分析項目 6－7－2 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定していること

■ 根拠資料として以下を提示。

- ・ 学位論文（課題研究）の審査に係る「手続き」及び「評価基準」
- ・ 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 →分析項目 6－7－1 で提示した資料の再掲

分析項目 6－7－3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること

■ 卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していることを示す以下のようなものを根拠資料として提示。

- ・ ウェブサイトのURL
- ・ （もしあれば）学生に対する配布物〔及び該当ページ番号〕

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

分析項目 6－7－4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること

■ 以下を根拠資料として提示。

- ・ 教授会等での審議状況等の資料（教授会等での審議の結果、卒業ないし修了を認めることについて審議した記録）

〈専門職学位課程を除く大学院課程の場合〉

- ・ 学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 → 分析項目 6－7－2 で提示した資料の再掲
 - ・ 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料
- 卒業又は修了認定、大学院課程については学位論文又は特定課題研究の成果の審査等が手順どおりに実施されていることを確認できることが必要。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目 6－8－1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること

■ 「適正」な状況にあることを示す以下の根拠資料を提示。

- 1) 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式 6－8－1）
- 2) 大学等の目的及び学位授与方針に則した資格の取得者数（卒業が受験資格となるものは必須）
- 3) 大学院課程においては、研究活動の実績の状況（論文の採択・受賞状況など）
- 4) もしある場合、各コンペティション等の受賞状況 など

◆ 優れた状況にあると判断する場合には、その具体的な状況の特記事項②に記し、根拠となる資料を示す。適正でない場合や資料を示せない場合は、特記事項①に記載。

- 1) や 2) が全国と比較して低い値である（と思われる）場合、そのことに対する認識・対応策等について訪問調査時に質問される。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目 6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の様子が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること

- 「適正」な状況にあることを示す以下の根拠資料を提示。
 - 1) 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（別紙様式 6－8－2）
 - 2) 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポータルにある場合は該当 URL）
 - 3) もしある場合、卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） など
- ◆ 優れた状況にあると判断する場合には、その具体的な状況を特記事項②に記し、根拠となる資料を示す。適正でない場合は、特記事項①に記載。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目 6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること

分析項目 6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること

分析項目 6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること

- 各分析項目において「適正」な状況にあることを示す以下の根拠資料を提示。
 - 分析項目 6－8－3 学習の達成度や満足度に関するアンケート調査，学習ポートフォリオの分析調査等，卒業（修了）時の意見聴取の結果等
 - 分析項目 6－8－4 卒業（修了）後，一定年限を経過した卒業（修了）生からの意見聴取等の結果
 - 分析項目 6－8－5 就職先等の関係者からの意見聴取等の結果
- ◆ 優れた状況にあると判断する場合には，その具体的な状況の特記事項②に記し，根拠となる資料を示す。適正でない場合や資料を示せない場合は，特記事項①に記載。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目 6－8－6（より望ましい取組として分析）教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること

- 教育の国際化の取組の概要（目的及び実施状況）及びその結果（学生の進路状況等）を確認できる資料を示す。
- 「この組織的取組について、対応する分析項目において活動の成果をアピールする記述を求める。」ことから、優れた取組や優れた成果があれば、特記事項②で説明する。

おわりに

- 認証評価は、大学教育のアップデートならびに大学の質の向上のための取組だと思って、いまの大学に何が不足しているか、何を向上させないといけないかを考えていくことが大切。
- 自己評価書を作成し、根拠資料・データを提示することは、説明責任の観点から重要であるが、同時に、その内容は、その大学の教育研究等活動に対する姿勢・見識を示すことにもなる。それゆえに、適切な内容、分かりやすい内容にしていくことも大切。